

岡山県が作成した「県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集」 の利用等に関するガイドラインについて

1 趣旨

岡山県産農産物は、高品質な農産物として国内外で広く流通しています。しかしこれまで、本県産農産物のおいしさの特徴を客観的に評価する手法がなかったため、根拠に基づいた具体的なおいしさの特徴を消費者に伝えることが困難でした。

岡山県農林水産総合センター農業研究所では、人が食べて感じる味、香り、食感を機器分析値から推定する手法を開発し、「県産農産物のおいしさの見える化PR資料及び素材集」を作成しました。これを活用することにより、品種ごとの味、香り、食感の特徴が消費者に伝わりやすくなり、購買意欲の向上に繋がることが期待されます。

生産、流通、販売、輸出又は観光に関わる皆様方には、「県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集」を活用し、県産農産物ブランドのイメージの向上や販売促進、岡山県観光の活性化に努めていただきたいと思います。PR 資料及び素材集の利用に関しては、以下のガイドラインの内容を守って使用して下さい。

2 岡山県が作成した「県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集」の利用等に関するガイドライン

第1 目的

岡山県農林水産総合センター農業研究所では、おいしさの見える化に関する研究を実施し、その結果を取りまとめました。

これらの成果を広く一般に広めると共に、その成果を適正に利用していただくため、本ガイドラインに必要な事項を定めました。

第2 県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集

(1)研究結果を、そのまま使用できる「PR 資料」としてまとめました。

- ① おかやまの清水白桃
- ② 岡山の白桃～品種と出荷時期～
- ③ ピオーネ
- ④ オーロラブラック
- ⑤ シャインマスカット
- ⑥ マスカット・オブ・アレキサンドリア
- ⑦ おかやま黒枝豆

(2) 上記の「PR 資料」以外のデータを「素材集」としてまとめました。「素材集」には品種ごとの味、食感、香りの特徴を示すグラフとそのフレーズ、品種ごとの写真を掲載しており、グラフを思い通りに加工してお好みのPR資料を作成することができます。

- ①モモの素材集(さきがけはくとう、白鳳、清水白桃、おかやま夢白桃、白麗、白皇、白露)
- ②ブドウの素材集(ピオーネ、オーロラブラック、シャインマスカット、マスカット・オブ・アレキサンドリア、巨峰(参考))
- ③おかやま黒枝豆の素材集(岡山系統1号、岡山 SYB1号)

第3 使用条件

県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用条件は次のとおりとします。

- ① 本研究の成果を評価し、県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集を自己の

ために利用する者(以下「使用者」という。)が、出荷、販売、流通させる際のブランドイメージ向上や販売促進、並びに観光PRのために使用すること

- ② 岡山県、岡山県産農産物ブランドなどのイメージを守ること
- ③ 素材集の掲載物を使用する場合は、著作者の表示【岡山県農林水産総合センター】を掲載対象物に表示すること
- ④ 本研究は任意なサンプル抽出により行ったもので、岡山県産農産物の品質を保証するものではないことを認識すること
- ⑤ 他都道府県産の農産物といたずらに比較するなど、悪意をもって使用しないこと
- ⑥ 県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集は岡山県が著作権を有していることを認めること
- ⑦ 県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用権又は提供を受けた電磁的データを第三者に譲渡又はその利用を行わせないこと
- ⑧ 岡山県から、正当な理由により、県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用等の停止又は中止を申し出た場合はそれに応じること
- ⑨ 県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用により第三者に損害を与えた場合は、岡山県は責任を負わないこと

第4 使用の手続き

- (1) 県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用を希望する者は、岡山県農林水産総合センター農業研究所あてに、使用届(様式1)を提出してください。
- (2) 当該使用届は郵送、ファクシミリ又はメールで提出してください。なお、メールの場合は素材集の使用届をメールに添付してください。
- (3) 農業研究所は当該使用届が適正である場合は、素材集を電磁的データで提供します。
- (4) 使用者は第3 使用条件に沿って使用してください。
- (5) 使用者は使用終了後、電磁的データ等を消去してください。

第5 PR資料及び素材集の使用料

県産農産物のおいしさの見える化 PR 資料及び素材集の使用料は無料とします。

第6 研究成果の啓発

岡山県はおいしさの見える化の成果について、岡山県のホームページ、パンフレットの配布等により啓発します。

附則

- 1 このガイドラインは、令和元年9月9日から施行し、本件に関する質問は以下にお願いします。
- 2 令和4年9月22日 一部改訂

【お問い合わせ】

岡山県農林水産総合センター農業研究所
環境研究室 おいしさの見える化PR資料担当者
〒709-0801 岡山県赤磐市神田沖 1174-1
Tel : 086-955-0532 Fax : 086-955-0663
e-mail : nousou-kankyoku@pref.okayama.lg.jp

県産農産物のおいしさの見える化PR資料及び素材集の使用届

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業研究所長 殿

住所：_____

氏名：_____

(法人にあつては法人の名称及び代表者)

おいしさの見える化のPR資料を使用したいので、岡山県が研究した「おいしさの見える化PR資料及び素材集」の利用等に係るガイドラインに定める内容を承諾のうえ、次のとおり届出ます。

使用目的		
具体的な使用方法		
使用期間		
電磁的データの送達方法		☐ メールに添付 CD での郵送希望
担当者名	所属部署・氏名	
	電話番号	
	e-mail アドレス	